

役員及び評議員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人国際金融情報センター(以下「当財団」という)の定款第16条、第32条及び第34条の規程に基づき、役員及び評議員等に対し支給する報酬、退職慰労金及び費用に関し定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は評議員会に出席の都度、一人20千円を支給する。

2. 常勤の理事の報酬は、次の金額の範囲内で理事会の承認を得て理事長が定める。ただし、月の途中で常勤の理事に就任したとき又は退任したときは日割り計算で算出した額を支払う。

理事長 月額1,660千円

常務理事 月額1,320千円

3. 非常勤の理事の報酬は理事会に出席の都度、一人20千円を支給する。
4. 監事の報酬は、理事会及び監事の会合等監事の職務遂行に必要な会議に出席の都度、一人20千円を支給する。
5. 顧問、参与は無報酬とする。ただし、常勤の顧問であって支給が必要と認められるときは、年額5,000千円の範囲内で理事長が理事会の承認を得て定めた額を支給することができる。

(費用)

第3条 常勤の理事には、公共交通機関を利用して通勤する場合、実費相当額の通勤手当を支給するほか、業務のため外出、出張する場合は別に定める内部規程に基づいて費用を支給する。

2. 評議員、非常勤の理事、監事が評議員会、理事会、監事の会合等に出席するための交通費は支給しない。ただし、遠隔の地から公共交通機関を利用して出席する場合、交通費の実費を支給することがある。顧問、参与についても同様とする。
3. 評議員、非常勤の理事、顧問、参与が理事長の要請、指示により財団のため特別な活動をしたとき、及び監事が監事の職務遂行上必要な活動により費用を要したときは、当財団は当該実費を支給する。

(退職慰労金の支給)

第4条 常勤の理事が、辞任又は死亡等により退任したときは、理事長は理事会の承認を得て、第5条で算出した基準額を役員退職慰労金として支払う。

ただし、定款第 31 条第 1 号の規程により解任された常勤の理事には支給しない。また、同条第 1 号、2 号に準ずる行為のほか当財団に不利益を及ぼしたと認められる場合は、理事会の決議により基準額から減額して支給することがある。

(退職慰労金の支給基準額)

第5条 退職慰労金は、退職時の報酬月額に、常勤の役員として在職した月数を乗じて得た金額に、100 分の 18.0 を上限として理事会で定めた支給率を乗じた金額を基準額とする。ただし、本規程施行前の期間については、旧財団法人国際金融情報センターの「役員退職手当支給規程(平成 14 年 6 月 1 日施行)」による。

2. 常勤の理事として在籍した期間が 6 年を超える場合における在職月数の計算は、前項の規程にかかわらず、6 年を超える部分の在職月数を 2 分の 1 に減じて算出する。
3. 月の途中で常勤の役員に就任又は退任したときは、其々月初に就任又は月末に退任したもものとして在職月数を計算する。
4. 常勤の役員としての在職中に役位を異にする期間がある場合は、役位毎に第 1 項の計算を行い、これを合算するものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記をした日から効力をもつものとする。

以 上